

お知らせ

国では、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日（日）まで延長されました。

大阪府では、レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請期間が令和3年2月8日（月）から緊急事態措置を実施すべき期間まで延長されたほか、引き続き、府民に対し、不要不急の外出・移動（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）を自粛するとともに、特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することが要請されています。

本市では、国及び府の方針や要請を踏まえ、令和3年2月3日（水）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、現在の措置を令和3年3月7日（日）まで継続（「催物の開催制限の目安として、屋内施設の収容率を50%以下」、「本市の公共施設において午後8時以降の利用制限（利用不可）と収容率50%以下を適用」）することを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、これらの措置・要請に伴い、ご利用をキャンセルされる場合で、利用料金を既にお支払い済みの場合については、全額還付いたします。ただし、午後8時までの利用を希望される場合（利用料金の還付はありません）は、夜間区分の利用料金（全額）をお支払いいただくこととなりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

なお、ご利用の皆さまには、緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛等の要請を踏まえていただき、改めて、ご利用の有無をご判断いただきますよう、お願い申し上げますとともに、国の基本的対処方針に基づき、都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への移動を極力控えていただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。